

一般社団法人明専会 同窓の絆運営部会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という。)の定款第 63 条により、会務執行機関として設ける同窓の絆運営部会の基本的事項を定める。

(役割)

第2条 本部会は同窓の絆を強くする各種活動(ただし、他の部会が担当する活動は除くが、情報共有・連携はおこなう)を企画・実施・運営する。

- 2 同窓の絆を強くする各種活動は、各種 IT ツール(ホームページ、フェイスブック等)の活用、それを利用した各種同窓会活動のPR、同窓会名簿作成、ホームカミングディの企画と実施等とする。

(構成)

第3条 本部会は以下に示す構成とし、委員は理事に限定されないものとする。また必要に応じて、各地区の理事・代議員等を協力メンバとして臨時に配置することもできる。

- (1) 部会長 : 1名
- (2) 部会委員 : 必要数
- (3) 事務局 : 2名

(選任)

第4条 部会委員は、部会長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会長および部会委員の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(報告)

第6条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

(会合)

第7条 本部会は、年1回以上開催する。また部会長は、必要に応じ部会会合及び各支部との情報交換会を開催するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成 27 年 2 月 14 日の理事会決議により制定、施行する。
- 2 これにより、平成 26 年 5 月 10 日の理事会決議により定められた一般社団法人明専会三者交流推進部会基準および支部活性化支援部会基準を廃止する。